



令和 7 年度 安城市浄化槽設置整備事業補助金

【令和 7 年度受付期間】

申請前に必ず市に事前相談をしてください！

申請期間

令和 7 年 4 月 1 日(火)
～令和 8 年 1 月 30 日(金)
※工事着工前に申請してください。

実績報告

事業完了後 1 か月以内、
または令和 8 年 2 月 27 日(金)
のいずれか早い日まで。

【提出・問い合わせ先】

安城市 環境都市推進課 環境衛生係

(安城市役所北庁舎 2 階)

☎ 0566-71-2206 / FAX 0566-76-1112

kankyo@city.anjo.lg.jp

補助対象者

安城市内において、専用住宅または居宅部分の床面積が延床面積の2分の1以上ある併用住宅に居住し、住宅に設置されたみなし浄化槽またはくみ取り便槽を合併処理浄化槽に転換しようとする個人。

※ただし以下の場合には交付できません。

- ・安城市税の滞納がある場合
- ・暴力団員または暴力団・暴力団員と密接な関係がある場合
- ・浄化槽法による審査を受けずに浄化槽を設置する場合
- ・住宅等を借りている方で、賃貸人の承諾が得られない場合

補助対象地域

次のいずれにも該当しない地域

- ・下水道が整備された区域または整備予定の区域
- ・農業集落排水事業区域

補助対象浄化槽

環境配慮型浄化槽（一般社団法人浄化槽システム協会HP掲載のもの）

補助金額（上限額）

※実際の設置人槽と補助額が異なる場合あり

以下のとおり、予算の範囲内で補助します。（千円未満切捨て）

区 分 人槽（算定基準）	転 換	
	油ヶ淵地域	その他の地域
5人槽（延床面積 $\leq$ 130 m ² ）	415,000円	332,000円
7人槽（延床面積 $>$ 130 m ² ）	517,000円	414,000円
10人槽（台所・浴室共に2力所以上）	685,000円	548,000円
宅内配管工事費加算	+30万円	
撤去費加算	みなし浄化槽 +12万円 くみ取り便槽 +10万円	

【用語解説】

みなし浄化槽 し尿のみを処理する、旧来の単独処理浄化槽のこと。

くみ取り便槽 貯留したし尿を、定期的にくみ取る方式の便槽のこと。

転換 建築確認申請が必要な増改築を伴わず、既設のみなし浄化槽またはくみ取り便槽を廃止し、補助対象浄化槽に切り替えること。

油ヶ淵地域 県浄化槽設置補助金交付要綱で定める特定地域

宅内配管工事費加算 転換に伴う、浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、住居の敷地に隣接する側溝までの放流管およびますの設置ならびに既設の配管の撤去・処分に対し加算する補助費

撤去費加算 転換のうち、適切な撤去に対し加算する補助費

必要書類

補助金交付申請（工事着工前かつ令和8年1月30日まで）

- ☐ 交付申請書【様式第1】
- ☐ 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- ☐ 設置場所の案内図、縮尺と施工部分を明示した既設のみなし浄化槽またはくみ取り便槽の配置図および排水経路図、縮尺と施工部分を明示した補助対象浄化槽の配置図および排水経路図
- ☐ 施工前写真（のみなし浄化槽またはくみ取り便槽、排水経路、接続する居宅）
- ☐ 補助対象浄化槽の工事請負契約書の写し
- ☐ 賃貸人の承諾書（住宅等を借りている方のみ）
- ☐ 補助対象浄化槽の設置工事見積書の写し【様式第2】
- ☐ 宅内配管工事見積書の写し【様式第3】
- ☐ 撤去処分する場合は、撤去処分費用の見積書の写し【様式第4】
- ☐ 浄化槽法の規定による施工業者の浄化槽設備士免状の写し（昭和62年以前の資格者は、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写しも添付）
- ☐ 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- ☐ 工事業者の浄化槽工事業登録通知の写しまたは特例浄化槽工事業者届出書の写し
- ☐ 全国浄化槽推進市町村協議会登録証の写しおよび登録浄化槽管理票（C票）
- ☐ 型式適合認定書別添仕様書および図面

実績報告（完了後1か月以内または令和8年2月27日のいずれか早い日まで）

- ☐ 補助事業等実績報告書【指定様式】
- ☐ 補助金等交付請求書【指定様式】
- ☐ 浄化槽保守点検業者および浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- ☐ 浄化槽法定検査依頼書の副本および浄化槽法定検査契約書の写し
- ☐ 工事施工写真（浄化槽設置工事、宅内配管工事、撤去工事、建物外観）
- ☐ 工事施工確認リスト【様式第6】
- ☐ 工事費用の領収書の写し
- ☐ 浄化槽使用開始報告書の写し
- ☐ 廃止した浄化槽の浄化槽使用廃止届出書の写し（のみなし浄化槽の場合のみ）
- ☐ 最終清掃実施記録の写し
- ☐ 安城市税の滞納がないことを証明する納税証明書（実績報告の提出時より2か月以内に市が発行したもの）

計画変更・中止（変更・中止前まで）

- ☐ 補助事業等計画変更申請書（付随して変更となる書類を添付）【指定様式】

補助金受給の流れ

環境都市推進課に相談する



事業実施内容と補助対象地域を確認します。

申請書類を提出する

浄化槽設置工事および既設みなし浄化槽またはくみ取り便槽の撤去工事前かつ令和8年1月30日（金）まで



概ね2週間程度（市職員が着工前に現地確認をします）

申請者へ交付決定通知が届く



設置工事または撤去工事



工事完了



※工事は交付決定通知が届いてから着工してください。

※工事の変更・中止をする場合は、**事前に**補助事業等計画変更申請書【指定様式】を提出してください。

実績報告書類を提出する

工事完了から1か月以内または令和8年2月27日（金）のいずれか早い日まで



浄化槽設置状況を確認後、1か月程度

補助金を指定口座に振り込み

事業の詳細や様式のダウンロードは、安城市公式ウェブサイト内の「浄化槽設置整備事業補助金制度」ページを参照してください。



安城市 浄化槽 補助金

検索

